



■ 開所のごあいさつ

当事務所は、川越市をはじめ埼玉西部地域を中心に活動し、それぞれに経験を積んできた弁護士4人が集まり、「川越元町法律事務所」として、本年1月より新たなスタートを切ることになりました。川越市役所のすぐそばにあり、今後も地域密着型の法律事務所として、皆様の生活の中で生じる様々な法律問題に取り組んでいきたいと考えております。

当事務所では、遺言、相続、交通事故、労働、借金問題、離婚、その他一般民事事件、刑事事件などを中心に幅広く取り扱っております。

弁護士にご相談・ご依頼されることについて、不安を抱かれる方もいらっしゃると思います。当事務所では、ご来所・ご相談をしやすい雰囲気作り、そして迅速な対応を心がけております。

法律問題については、早期にご相談いただくことが、トラブルを未然に防ぐことのみならず、問題の早期解決に繋がります。おひとりで悩まず、お気軽にご相談いただければと思います。

事務所一同、皆様からのご連絡をお待ちしております。

弁護士

埼玉弁護士会

弁護士 中山 達人
弁護士 大塙 慧
弁護士 井上 拓耶
弁護士 平 和浩

発行元

川越元町法律事務所

〒350-0062
埼玉県川越市元町一丁目9番19
電話 049-299-5068
FAX 049-299-5072
URL <http://www.kawagoemotomatsulawoffice.com>

事務所職員紹介

弁護士

中山 達人
Nakayama Tatsuhito



川越で弁護士登録をして、その後独立し、この度川越元町法律事務所を設立することになりました。

この川越の地で、多くの方の様々な需要にお応えするため、中山法律事務所の頃から一緒にやつてきた井上弁護士及び平弁護士に大塩弁護士を加え、新たな一步を踏み出すこととなりました。

弁護士の使命である、基本的人権の擁護と社会正義の実現といったことも大切ですが、目の前の一つ一つの事件に丁寧に取り組み、依頼者の方の抱える問題を解決し、その先の未来についてのアドバイスもしていければと考えております。

皆様が気軽に相談できる法律事務所を目指しておりますので、いつでもお声がけください。



私は川越市内の法律事務所で、交通事故、相続、離婚、労働、刑事事件を中心に、幅広い経験を積んでまいりました。それらの業務に携わる中で、困難に直面している方の境遇に共感し、解決に向けて依頼者と共に一步一步進めることを心掛けてきました。また、あの悲惨な福島原発事故で埼玉県へ避難を余儀なくされた方々の被害回復活動・損害賠償訴訟にも力を入れて取り組んでまいりました。

弁護士の社会的使命—基本的人権の擁護—を基本に据えながら、今後もご相談者に寄り添い、伴走者のように人生の新しい道を切り開くお手伝いが出来ればと思います。

最後に、多くの方のご指導ご支援の下、この日を迎えることができましたことを心より感謝申し上げます。



弁護士
大塩 慧
Oshio Kei





弁護士

井上 拓耶

Inoue Takuya

私が弁護士を目指した理由は、弁護士の一人もいない地域、いわゆる弁護士過疎地域で育ったからです。

弁護士過疎地域では、法的トラブルに対する適切な法的援助を受けることができず、法的トラブルが悪化することが多くあります。私は、そのような現実を知り、少しでも多くの人に適切な法的援助を受けてもらえるよう弁護士を目指しました。

確かに、弁護士が採れる手段にも限りがあり、相談すれば全ての問題が解決できる訳ではありませんが、早期のご相談ほど採りうる手段は多くなります。一人で悩むことは、法的トラブルを悪化させることにしかなりません。早期のご相談を心よりお待ちしています。



弁護士

平 和浩

Hirai Kazuhiro

私は、中学校まで野球をしており、小さい頃はプロ野球選手になるのが夢でした。特に巨人の川相選手のファンで堅実にバントを決める姿に憧れたものです。高校の頃は、外交官になり、発展途上国の支援をしたいと考えていました。大学は法学部に入学し、初めて法律というものを学ぶことになりました。そこで法律が、国にまつわることから私たちの身近な生活のことまであらゆる分野にかかわっており、誰にとっても非常に重要なことだということを実感しました。そして、就職活動の時期に自分の将来を考えたときに、人助けのできる仕事に就きたいと考え、現在の仕事を選びました。

初心を忘れず、これからも弁護士として皆さんの役に立てるよう業務に邁進していくうと思います。

事務局

伊東 綾

Ito

Aya

事務員の伊東です。昨年の12月より先生方の事務として働かせていただいております。法律事務の仕事に就いてから約10年になります。その間、家事事件から一般民事、債務整理等様々な問題と間接的に関わって参りました。どの事件も依頼者にとっては人生的一大事件であることを心に留め、依頼者や相談者の皆様と接するよう心がけております。

川越元町法律事務所の先生方は、こまめにミーティングを行うなど、風通しのよい事務所作りをされており、私もその一員として先生方のお手伝いをすべく、事務員として研鑽を積んでいきたいと思っております。どうぞ宜しくお願いいたします。

事務所コラム

『時間外労働問題について』



労働基準法では、原則として1日8時間、1週間で40時間を超える労働をさせてはならないと定められています（同法32条、法定労働時間）。この法定労働時間を超えて勤務をさせる場合、企業は残業代を支払わなければなりません。しかし、企業の認識の甘さに加え、労働者は会社内で不利益を受けることを恐れて、残業代未払いを口に出せず、残業代が支払われないまま時間外労働を強いられるケースが後を絶ちません。

残業代の問題を企業の立場からみると、退職した人が残業代を一括して請求する場合、企業はこれを支払う義務を負いますから、経営の大きなりiskとなります。

他方、働く人の立場からすると、残業代は2年経つと時効にかかり、請求できなくなりますから、早めに請求をしなければ泣き寝入りせざるを得なくなりますし、企業は労働者の無料奉仕にあぐらをかくことになってしまいます。

私が経験した多くの事件では、残業代を請求された企業は、その後、就業規則を改定するなどしてこれまで支払っていなかった残業代を支払うようになりました。そのため、就業中のみならず退職後であっても残業代を請求することは時間外労働問題を減らす1つの方法ではないかと思います。（文責：弁護士 平）

法律相談のご案内

『誰に相談したらいいのだろう?』
と困った時は、お早めにご相談ください。

遺言

相 繼

離婚

不動産

交通事故

金銭トラブル

刑事

勞 動

債務整理

その他各種相談



受付時間：平日9:00～18:00

ご相談を希望される方はお電話でご予約ください。
左記受付時間外でも対応できる場合があります。
法律相談は30分につき5000円（税別）となります。
本たよりをご持参いただいた場合、**初回のみ相談無料**となります。

アクセス



川越元町法律事務所

〒350-0062 埼玉県川越市元町一丁目9番19

電 話 049-299-5068

F A X 049-299-5072

URL <http://www.kawagoemotomatilawoffice.com>

川越元町法律事務所 検索

■ 電車でお越しの場合

東武東上線 [川越駅] 東口の東武バス乗り場から
[札の辻] または [市役所前] 停留所下車

西武池袋線 [本川越駅] 東口の東武バス乗り場から
[札の辻] または [市役所前] 停留所下車

■ 車でお越しの場合

川越市役所より蔵造り商店街方面
事務所裏に提携コインパーキングあり

